

東日本大震災

被災者支援に関する各種制度のお知らせ



平成24年4月18日現在

白 石 市

*支援制度は、随時変更・追加される場合がありますので、
各担当部署にお確かめの上、ご利用くださるようお願いいたします。

目 次

1. 経済・生活面の支援

(1) 負傷や疾病による障害が出た・世帯主などが死亡し経済基盤を失った

[災害障害見舞金] 3 [災害弔慰金] 3

(2) 当面の生活資金や生活再建の資金

[災害援護資金の貸付] 4 [生活復興支援資金貸付制度] 5

[母子・寡婦福祉資金貸付制度] 6

(3) 税金や保険料などの減免

[国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免の延長] 6

[自動車の課税の停止] 6 [国民年金保険料の減免] 7

(4) 医療費や介護サービス利用料などの免除・減免・還付

[国民健康保険医療費・後期高齢者医療費自己負担金の免除] 7

[介護保険サービス利用料の減免] 8

(5) 保育園保育料の軽減の延長 8

(6) 児童扶養手当・特別児童扶養手当の所得制限の緩和 8

2. 住まいの確保・再建のための支援

(1) 宅地の修繕及び補修

[宅地災害復旧補助金] 9

(2) 住まいの建て替えや応急的な修理

[被災者生活再建支援金] 10 [住宅災害復旧等補助金] 11

(3) 新しく土地及び建物を取得される方への支援

[白石市定住促進奨励金] 11

3. 国・県などの各種被災者支援制度 12

4. すでに受付等を終了した事業等 13

【参 考】 *チェックシート（目次）としてご活用ください*

■「り災証明」判定結果【全壊・大規模半壊・半壊】を要件にしている事業

- 災害援護資金貸付(所得制限あり) 〈4ページ掲載〉
- 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免の延長 〈6ページ〉
- 国民健康保険医療費・後期高齢者医療費自己負担金の免除 〈7ページ〉
- 介護保険サービス利用料の減免(全壊の場合のみ) 〈8ページ〉
- 保育園保育料の減免の延長 〈8ページ〉
- 児童扶養手当・特別児童扶養手当の所得制限の緩和 〈8ページ〉
- 被災者生活再建支援金(半壊・敷地被害の場合は建物を解体する場合のみ該当) 〈10ページ〉
- *二重の住宅ローン支援(宮城県が実施します) 〈12ページ〉
- *災害復興住宅融資(住宅金融支援機構が実施します) 〈12ページ〉
- *NHK放送受信料の免除(NHKが実施します) 〈12ページ〉
- *地上デジタル放送チューナーの給付等(総務省が実施します) 〈12ページ〉

■「り災証明」以外の基準も要件（半壊以上でなくとも対象の場合あり）の事業

- 生活復興支援資金貸付制度 〈5ページ掲載〉
- 母子・寡婦福祉資金貸付制度 〈6ページ〉
- 自動車税・軽自動車税の課税停止(地震や津波で被災し使用不能・所在不明の場合) 〈6ページ〉
- 国民年金保険料の減免(家財等1/2以上損害、原発による避難・退避指示等の場合) 〈7ページ〉
- 国民健康保険医療費・後期高齢者医療費自己負担金の免除 〈7ページ〉
(生計維持者死亡・行方不明・重篤傷病・業務休廃止・失職無収入・原発避難等の場合)
- 介護保険サービス利用料の減免(事業収入減少・原発避難等の場合) 〈8ページ〉
- 宅地災害復旧補助金(白石市独自の復興支援事業) 〈9ページ〉
- 被災者生活再建支援金(敷地被害による解体の場合) 〈10ページ〉
- 住宅災害復旧等補助金(白石市独自の復興支援事業) 〈11ページ〉
- 白石市定住促進奨励金(新しく土地及び建物を取得する場合) 〈11ページ〉
- 二重の住宅ローン支援(宮城県が実施します・り災証明判定結果が「一部損壊」で申請可能です) 〈12ページ〉
- NHK放送受信料の免除・地上デジタル放送チューナーの給付等(1カ月以上の避難勧告・指示等) 〈12ページ〉

■すでに受付等を終了した事業等

- り災証明書 〈13ページ〉
- 被災証明書 〈13ページ〉
- 特定健診受診料の還付 〈13ページ〉
- 住宅の応急修理制度 〈13ページ〉
- 応急仮設住宅(民間賃貸住宅)借り上げ 〈13ページ〉
- 応急仮設住宅等入居者に対する物品等の寄贈 〈13ページ〉
- 損壊家屋の解体処分【個人の住家(居宅)】【貸家・事業所等の建物】〈14ページ〉
- 東日本大震災義援金 〈14ページ〉

1. 経済・生活面の支援

(1) 負傷や疾病による障害が出た・世帯主などが死亡し経済基盤を失った

【災害障害見舞金】（申請・問い合わせ先：福祉事務所【福祉センター内】 22-1400）

災害による負傷、疾病で精神または身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、下記のような重度な障害を受けた方に、見舞金を支給します。

●対象となる障害の程度

- ①両目が失明した方
 - ②咀嚼（そしゃく）および言語の機能を廃した方
 - ③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要する方
 - ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する方
 - ⑤両上肢をひじ関節以上で失った方
 - ⑥両上肢の用を全廃した方
 - ⑦両下肢をひざ関節以上で失った方
 - ⑧両下肢の用を全廃した方
 - ⑨精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる方
- ※対象とする災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害などです。

●支給額

- ・生計維持者が重度の障害を受けた場合：250万円を超えない範囲内で支給
- ・その他の者が重度の障害を受けた場合：125万円を超えない範囲内で支給

【災害弔慰金】（申請・問い合わせ先：福祉事務所【福祉センター内】 22-1400）

災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔意金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。

●対象者

- ・災害により死亡した方（住民登録のある方、外国人登録のある方）のご遺族です。
- ・支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④祖父母です。

●支給額

- ・生計維持者が死亡した場合：500万円
- ・その他の者が死亡した場合：250万円

(2) 当面の生活資金や生活再建の資金

【災害援護資金の貸付】（申請・問い合わせ先：福祉事務所【福祉センター内】 22-1400）

災害により負傷または住居、家財の損害を受けた世帯の世帯主に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。

●対象者

- ①世帯主が負傷し、その療養に要する期間が1カ月以上
- ②家財などの3分の1以上の損害
- ③り災証明書により住宅の全壊または半壊および大規模半壊

●所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに30万円を加えた額 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。

●申込期間 平成30年3月31日まで

●貸付限度額

- ①世帯主に1カ月以上の負傷がある場合

ア 当該負傷のみ	150万円
イ 家財の3分の1以上の損害	250万円
ウ 住居の半壊	270万円
エ 住居の全壊	350万円

- ②世帯主に1カ月以上の負傷がない場合

ア 家財の3分の1以上の損害	150万円
イ 住居の半壊	170万円
ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円
エ 住居の全体の滅失、または流失	350万円

●利率 年1.5%（連帯保証人がいる場合や据置期間中は無利子）

●返済期間 6年間据置後、7年間で償還。年賦、または半年賦により償還

●申請に必要なもの

災害援護資金借入申込書、医師の診断書（負傷の場合のみ）、り災証明書、所得証明書など

〈注意事項〉

- 必要に応じて根拠となる資料を提出して頂きます。
- 住居の半壊（大規模半壊含む）及び全壊については、原則として自己所有の住宅が対象となります。

【生活復興支援資金貸付制度】（申請・問い合わせ先：

県社会福祉協議会 022-225-8478

市社会福祉協議会【福祉センター内】 22-5210)

一定所得以下の被災世帯に対して、当面の間の生活費や転居費など生活再建のため必要となる資金を貸し付けます。

●対象世帯（下記3つの要件に全て該当する世帯が対象）

- ①東日本大震災により被災した世帯（震災により「り災証明書」または「被災証明書」の交付を受けた世帯）。
- ②震災前までに生計を維持していた低所得世帯または震災により低所得になった世帯。
「低所得世帯」とは、震災前の世帯の収入が下表の金額以下、または震災後の収入が一定基準以下の世帯のことです。（おおむね市町村民税非課税程度の世帯も含む）

世帯収入の目安（月収）

世帯人員	世帯全員の収入
1人	139,000円
2人	215,000円
3人	292,000円
4人	350,000円
5人	398,000円

*5人を越える場合、1人増えるごとに30,000円が加算となります。

- ③宮城県内に住居があるか、または今後当面の間、宮城県内に居住して生活復興に向けた取組みを行う世帯。

●資金目的・貸し付け上限額

- ①一時生活支援費（当面の生活費）・・・月20万円以内（単身世帯は15万円以内）【貸付期間：6カ月以内】
- ②生活再建費（住居の移転費、家具什器等の購入に必要な費用）・・・80万円以内
- ③住宅補修費（住宅補修等に必要な費用）・・・250万円以内

●申込期間 当面の間

●連帯保証人 原則として1名必要です。

●貸付利子 年1.5%（連帯保証人がいる場合は無利子）

●償還期間 貸付後2年以内の据置後、20年以内で償還。（貸付金額により、返済期間の目安があります）

●申請に必要なもの（下記以外にも必要となる資料を依頼する場合があります）

書類の種類	具体的な書類
借入申込者の確認	運転免許証 等
世帯確認	住民票 等
被災確認書類	り災・被災証明書 等
世帯収入の確認	源泉徴収票、所得証明書 等
失業したことの確認	離職票（写）、離職証明書 等
負債の状況確認	債務総額の分かる資料
連帯保証人の確認	住民票、所得分かる書類、印鑑証明書 等
購入品・工事の確認	見積書、図面、被災状況が分かる写真 等
他施策の利用状況の分かる資料	※施策によって求める資料が異なります。

●貸付についての注意点

- ①貸付については審査により、希望通りにならない場合があります。
- ②暴力団員であるものが属する世帯は借入申し込みができません。
- ③借入申し込みは、原則20歳以上の方となります。
- ④貸付が決定される前に契約済、または支払済の場合は対象外です。
（上記以外にも注意点があります）

【母子・寡婦福祉資金貸付制度】（申請・問い合わせ先：

仙南保健福祉事務所0224-53-3132、市社会福祉協議会22-5210）

母子家庭や寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けます。

災害により被災した母子家庭および寡婦に対しては、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払猶予などの特別措置を講じます。

事業開始資金、事業継続資金、住宅資金については、貸付け日から2年を超えない範囲で据置期間を延長できます。

●対象者

【母子福祉資金】

下記のいずれかに該当する方

- ①母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養している方）
- ②母子福祉団体（法人）
- ③父母のいない児童（20歳未満）

【寡婦福祉資金】

下記のいずれかに該当する方

- ①寡婦（かつて母子家庭の母であった者）
- ②40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母および寡婦以外の者

●**申込期間** 随時受付します。

●**貸付限度額** 貸付種類により異なります。

●**利率** 住宅資金・生活資金は年3% ※貸付種類によって、無利子のものと年3%のものがあります。

●**返済期間** 貸付種類により異なります。

●**申請に必要なもの** 貸付種類により異なります。

（3）税金や保険料などの減免

【国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免の延長】

（申請・問い合わせ先：市庁舎1階 税務課22-1313）

●**減免の対象** 平成24年4月から平成24年9月分までの課税保険税・賦課保険料

●対象者

・国保・後期高齢・介護の各保険制度に新たに加入された方（※平成24年4月1日以降の加入分に限る。）で、震災により居住する住宅が、り災証明書により全壊、大規模半壊及び半壊と判断された方

*平成23年度中にり災等により減免を受けていた方は、新たな申請手続きをしなくても、引き続き9月末まで保険税・保険料の減免が受けられます。

●**申請に必要なもの** 市税減免申請書、り災証明書、印鑑

【自動車の課税の停止】（申請・問い合わせ先：

軽自動車税：税務課22-1313 自動車税：大河原県税事務所0224-53-3113

地震や津波で被災し、使用不能・所在不明となった普通自動車・軽自動車などの平成23年度以降の課税を停止します（使用可能となった場合は後日課税）。

また、使用不能となった被災自動車の代わりに代替自動車を取得した場合は、平成25年度までの自動車税、軽自動車税が非課税となります。

***国・県の税制支援については12ページも参照ください。**

【国民年金保険料の減免】（申請・問い合わせ先：

大河原年金事務所 0224-51-3113、市庁舎1階 市民課 22-1312）

下記の条件を満たす「対象者」（学生納付特例を除く）の国民年金保険料を減免します。

*被災による「学生納付特例」の申し込みは終了しました。

●対象者

- ①震災により、住宅、家財、その他の財産が被害を受け、その被害が最も大きい財産にかかる被害金額（保険金・損害賠償金などにより補充された金額を除きます）が、その価格のおおむね2分の1以上であるとき
- ②福島第一原子力発電所の事故に伴い、避難指示や屋内退避指示を受けた地域に3月11日時点で住所を有していた方

●対象となる期間と申込期間

・平成23年2月分から平成24年6月分まで・・・平成24年7月2日まで申し込み

●減免割合 全額免除

●申請に必要なもの

年金手帳、印鑑

①は国民年金被災状況届（用紙は窓口にあります）または、り災証明書

●申請先

- ①は住所地の市町村またはお近くの年金事務所
- ②は3月11日時点で住所を有していた市町村またはお近くの年金事務所

（4）医療費や介護サービス利用料などの免除・減免・還付

【国民健康保険医療費・後期高齢者医療費自己負担金の免除】

（申請・問い合わせ先：健康推進課【健康センター内】 22-1362）

白石市国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者で、下記の「対象者」に該当される方は、病院などで支払う診療代（自己負担分）が免除となり、「免除証明書」の提示が必要になりますので、手続きをされますようお願いいたします。

*社会保険・組合保険等の方については、各保険者の相談窓口にお問い合わせください。

●対象者(次の①②いずれにも該当する方)

- ①災害救助法の適用地域（東京都を除く）や被災者生活再建支援法の適用地域の住民（地震発生後、被災地域から他の市町村へ転出された方も含む）。【*宮城県は災害救助法・被災者生活再建支援法いずれも適用地域です】
- ②以下のいずれかの申し立てを行った方
 1. 住宅が全半壊、全半焼した方
 2. 主たる生計維持者が死亡したり、重篤な傷病を負った方
 3. 主たる生計維持者が行方不明である方
 4. 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
 5. 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方（雇用保険受給期間は除く）
 6. 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の指示の対象となっている方

●受付開始日 平成23年6月6日から

●免除対象となる期間

平成23年3月11日から平成24年9月30日診療分まで。（入院時食事療養費等は平成24年2月29日まで）

*有効期限が「平成24年2月29日まで」と記載されている免除証明書は、そのまま9月30日まで使用できます。ただし、加入されている医療保険が変更になった場合は、手続きが必要となります。

●申請に必要なもの 保険証、印鑑、該当事項を証明するもの（り災証明書・死亡診断書等）

【介護保険サービス利用料の減免】（申請・問い合わせ先：

長寿課【福祉センター内】 22-1361）

下記の「対象者」が新たに介護保険サービスを利用した場合に負担する利用者負担額を、損害などの割合により減免します。（給付対象外の食費、居住費を除きます）

●対象者

- ①震災により居住する住宅の損壊割合が、り災証明により全壊と判定された要介護被保険者
- ②平成23年の事業収入等の減少額が白石市介護保険料の減免に関する条例（白石市条例第9号）に該当する方
- ③原子力災害対策特別措置法により、内閣総理大臣の避難指示及び計画的避難区域・緊急時避難準備区域に係る原子力災害対策本部長の指示を受けた方

*平成23年度中に免除認定証の交付を受けていた方は、申請の必要はありません。

●対象期間

上記①・②対象者は、平成23年3月12日から平成24年9月30日までに受けるサービス利用分
上記③対象者は、平成23年3月12日から平成25年2月28日までに受けるサービス利用分

●申請に必要なもの

り災証明書、印鑑、介護保険被保険者証

（5）保育園保育料の軽減の延長

（申請・問い合わせ先：市庁舎1階 子ども家庭課：22-1363）

●対象者

所有または居住する住宅が全壊、大規模半壊、または半壊と判定された世帯の保護者

*平成23年度中に減免決定を受けていた方は、新たに平成24年度分の申請手続きが必要となります。

●対象となる期間

平成24年4月から平成25年3月まで

●減免の内容

全壊・大規模半壊・・・・・・・・全額
半壊・・・・・・・・・・2分の1

●申請に必要なもの

申請書、り災証明書の写し、印鑑

（平成23年度中に減免決定を受けていた方が申請する場合、り災証明書の写しは必要ありません。）

（6）児童扶養手当・特別児童扶養手当の所得制限の緩和

（申請・問い合わせ先：福祉事務所【福祉センター内】 22-1400）

●対象者

児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給対象者で所得制限が適用されていた方のうち、所有または居住する住宅が全壊・大規模半壊・または半壊と判定された世帯の方

●対象となる期間

平成23年3月から平成24年7月まで

●内容 所得制限により支給停止となっていた手当について、適用となっていた所得制限を緩和（除外）して支給するものです。

●申請に必要なもの

申請書、り災証明書の写し

●注意事項 平成23年度において被災した年の所得が所得制限限度額を超えた場合は、所得制限適用を除外し支給された手当の全部または一部を返還していただくことになります。

2. 住まいの確保・再建のための支援

(1) 宅地の修繕及び補修

〔宅地災害復旧補助金〕（申請・問い合わせ先：市庁舎2階 都市整備課 22-1325）

被災した宅地の、擁壁や法面等の修繕及び補修工事を行う所有者等へ工事費用の一部を補助します。
30万円以上の修繕及び補修工事が対象となる白石市独自の復興支援事業です。

●申請できる方

被災した宅地の所有者若しくは所有者と同一世帯の方又は管理者

●対象者

下記の条件のすべてを満たす方

- ①平成23年3月11日時点で、被災した宅地に建築されている住宅（持ち家）に居住し、かつ、住民登録又は外国人登録していること。
- ②世帯全員が市税等の滞納がないこと。
- ③対象となる修繕及び補修工事について、市で実施している他制度の補助金、助成金を受けていない工事であること（住宅に関する補助金・助成金を受けていても、土地に関する補助金・助成金を受けていなければ対象となります）
- ④平成25年3月31日までに修繕及び補修工事を完了し、実績報告書を提出できる方。

●対象者となる宅地

- ①申請者自らが居住する住宅（持ち家）と一体で利用している宅地で、固定資産税の課税対象地。（店舗等併用住宅の宅地も対象となります）
- ②1宅地につき補助金申請は1回限りとなります。

●対象者となる工事（30万円以上の修繕及び補修工事で①～③に該当するもの）

- ①被災擁壁の撤去及び再設置等
- ②切・盛土法面の保護、修復等
- ③宅地亀裂等の修復

※宅地の原形復旧工事とならないものは対象になりません。

●補助の内容

- ①補助対象工事に要する費用の10%に相当する額（千円未満切り捨て）を補助します。
- ②補助金額が30万円を超える場合は、30万円を限度とします。

●申請に必要なもの

〔申請時〕

- ①申請書
- ②宅地・住宅を所有・管理等していることが証明できる文書の写し（固定資産税納税通知書、登記事項証明書、売買契約書など）
- ③工事の前の宅地状況を明らかにする写真
- ④工事見積書の写し
- ⑤工事の内容を明らかにする図面等

〔完了時〕

- ①実績報告書
- ②工事の契約書、請書の写し
- ③領収書の写し
- ④施工箇所ごとの施工中及び完了時の写真
- ⑤白石市宅地災害復旧補助金交付決定通知書の写し

(2) 住まいの建て替えや応急的な修理

【被災者生活再建支援金】（申請・問い合わせ先：福祉事務所【福祉センター内】 22-1400）

災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。
下記の「対象者」に「住宅の損害程度」と「再建方法」に応じて支援金を支給します。

●対象者（世帯）

り災証明書の程度により

- ①住宅が全壊した世帯
- ②住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（住宅の敷地被害などで解体した場合は「全壊」扱い）
- ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（福島県内の避難勧告世帯が該当）
- ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

●申請に必要なもの

区分		全壊	半壊解体	敷地被害 解体	大規模 半壊
基礎支援金	① り災証明書	○	○	(○)	○
	② 解体証明書または滅失登記簿謄本 敷地被害証明書類（写真など）		○	○	(○)
	③ 住民票（外国人登録済証明書）	○	○	○	○
	④ 預金通帳の写し	○	○	○	○
加算支援金	⑤ 契約書などの写し	○	○	○	○

※発行窓口 り災証明書・解体証明書：税務課、滅失登記簿謄本：法務局

●支給額

区 分		A 基礎支援金 (住宅の被害程度)	B 加算支援金 (住宅の再建方法)		計 A+B
複数世帯 (世帯の構成員 が複数)	全壊世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃借	50万円	150万円
	大規模 半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃借	50万円	100万円
単身世帯 (世帯の構成員 が単数)	全壊世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
			補修	75万円	150万円
			賃借	37.5万円	112.5万円
	大規模 半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			賃借	37.5万円	75万円

●申請期間

基礎支援金：平成25年4月10日まで

加算支援金：平成30年4月10日まで

●留意事項

加算支援金（賃貸）の請求をされると、応急仮設住宅借り上げ制度が利用できません。

【住宅災害復旧等補助金】（申請・問い合わせ先：市庁舎2階 建設課：22-1326）

※り災証明が「一部損壊」でも該当となる、り災証明結果を要件としない白石市独自の復興支援事業です。

市内に居住し、住民登録または外国人登録をしている方が、自己の住宅について、20万円以上の修繕および補修を市内施工業者に発注する場合に、その経費の一部を助成します。

●対象者

下記の条件のすべてを満たす方

- ①世帯全員が市税などに滞納がないこと
- ②市で実施している他制度の補助金、助成金、保険給付金を受けていない工事であること
- ③平成25年3月までに修繕および補修を完了し、完了実績報告書を提出できる方

●助成金額

助成となる工事経費の10%に相当する額（上限10万円）。

●対象となる住宅

持ち家で、自己が居住する個人住宅または併用住宅

●必要書類

【申請時】

- ①建物の所有権を証明できる文書の写し
- ②工事前の住宅状況を明らかにする写真
- ③工事見積書の写し
- ④工事の内容を明らかにする図面

【完了時】

- ①工事契約書または請書の写し
- ②領収書の写し
- ③施行箇所ごとの施行中および完了時の写真

（3）新しく土地及び建物を取得される方への支援

【白石市定住促進奨励金】（申請・問い合わせ先：市庁舎2階 企画情報課 22-1324）

●対象者（次の要件をすべて満たす方）

- ①白石市に転入しようとする方及び市内に住所を有する方
- ②定住を目的として市内の土地を取得し、取得後2年以内に持家を取得した方
*持家には建売住宅（新築、中古）を含みます。
- ③奨励金の交付を受けようとする日以前1年間において、納付すべき市税等の滞納のない方
転入者の方は従前住所地において市町村税等の滞納のない方

●奨励金の額

土地及び持ち家の取得に要した費用の2%に相当する額（上限10万円）

*なお、新たに市内に転入されようとする方は上限が30万円となります。

●申請期限

持家を取得した日から6カ月以内

●申請に必要なもの

- ①住民票の写し
- ②土地及び持家取得に要する費用を明らかにできる書類（売買契約書等の写し）
- ③土地・家屋の登記簿謄本の写し
- ④市町村の発行する市税等の未納がないことの証明書
- ⑤その他必要と認められる書類（公図、位置図、建物平面図等）

3. 国・県などの各種被災者支援制度

【主な税制支援(国税関係)】 (*平成24年度実施については下記お問い合わせ先に直接ご連絡ください。)

- 所得税の減額・免除
- 相続税・贈与税の課税価格の特例適用 相続税・贈与税が減額・免除
- 被災者の「消費貸借に関する契約書」「不動産譲渡契約書」「建設工事請負契約書」の印紙税が非課税
- 被災した建物等の所有権保存・移転・抵当権設定登記などの登録免許税が免除
- 被災者の財形住宅(年金)貯蓄の払出しが非課税
- 被災した自動車について自動車重量税が還付 被災した自動車を買換えた場合、自動車重量税が免除

*** 国税に関するお問い合わせ 大河原税務署0224-52-2202**

【主な税制支援(県税関係)】 (*平成24年度実施については下記お問い合わせ先に直接ご連絡ください。)

- 震災で滅失・損壊した家屋に代わる家屋を取得する場合、被災家屋床面積相当分の不動産取得税が減額
- 被災した自動車について自動車税が免除
- 被災した自動車を買換えた場合、自動車取得税が免除
- 被災して買換えた自動車の平成23~25年度の自動車税が非課税

*** 県税に関するお問い合わせ 大河原県税事務所0224-53-3111**

【二重の住宅ローン支援】

宮城県では、東日本大震災により住宅に被害を受け、その被災した住宅にローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合の負担を軽減するため、5年間の利子相当額を補助します。

*** お問い合わせ(申請窓口) 宮城県土木部住宅課企画調査班022-211-3256**

申請窓口 宮城県大河原土木事務所 建築班 又は 白石市建設課

【災害復興住宅融資】

住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)では、東日本大震災により住宅に被害が生じ、「り災証明書」の発行を受けた方(全壊・大規模半壊・半壊の場合)が新築や購入・補修をする場合に「災害復興住宅融資」を実施します。

- **融資金利**
 - ・建設・購入の場合 当初5年間年0%、6~10年目年1.05% 11年目以降1.58%
(H24.4.18 現在) (特例加算分は年2.48%)
 - ・補修の場合 当初5年間1.0% 6年目以降1.58%
- **融資限度額**
 - ・建設の場合(木造一般住宅の場合)
基本融資額1,460万円 土地取得費970万円 特例加算額450万円
 - ・補修の場合(木造住宅の場合)
基本融資額640万円 引方移転・整地を伴う場合は+390万円
- **問い合わせ先** 住宅金融支援機構(災害専用ダイヤル 0120-086-353(9:00~17:00 祝日を除く))
* 現在融資実行中の方に対する「返済方法の変更」も合わせて実施しています。

【NHK放送受信料の免除・地上デジタル放送チューナーの給付等】

- **対象者**
 - ①半壊・半焼または床上浸水以上の被害を受けた世帯
 - ②避難の勧告、指示または退去命令を継続して1か月以上受けている世帯
- **支援内容**
 - ・NHK放送受信料を平成23年3月分から10月分まで免除
 - ・デジタル放送未対応世帯に、簡易な地上デジタルチューナー1台無償給付・アンテナ等改修
- **問い合わせ先** NHK放送受信料の免除……… NHK 0570-077-077
地上デジタル放送チューナーの給付等… 総務省 地デジチューナー支援実施センター 0570-033-840

4. すでに受付等を終了した事業等

〔り災証明書について〕（問い合わせ先：市庁舎1階 税務課 22-1313）

「り災証明書」は、被災された方からの申請により、市が住家（*）の被害状況の調査を行い発行する証明書で、各種の被災者支援制度の適用を受けるための基準となります。

（*住家・・・実際に居住に用いられている建物のことをいいます。）

*申請受付は、平成24年3月15日で終了しました。

〔被災証明書について〕（問い合わせ先：市庁舎1階 生活環境課 22-1314）

「被災証明書」は、市が地震災害の事実を証明するものです。住家以外の被害については、被災された方の申請により「被災証明書」を発行します。

*申請受付は、平成24年3月15日で終了しました。

〔特定健診受診料の還付〕

（問い合わせ先：健康推進課【健康センター内】22-1362）

白石市の国民健康保険に加入している人で、震災で住宅が全半壊等の被害を受けた人は、特定健診受診料の自己負担金を還付します。

*申請受付は、平成24年3月30日で終了しました。

〔住宅の応急修理制度〕（問い合わせ先：市庁舎2階 建設課：22-1326）

災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレなど日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。

応急修理は、市が業者に委託して実施します。

修理限度額は1世帯あたり52万円（超えた分は自己負担）です。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。

*申請受付は、平成23年11月30日で終了しました。

〔応急仮設住宅（民間賃貸住宅）借り上げ〕（問い合わせ先：

市庁舎2階 都市整備課 22-1325）

災害救助法に基づく応急仮設住宅への入居条件を満たす世帯へ対して、県が民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅として提供します。すでに自らで民間賃貸住宅を借りて入居している方でも対象になります。

*申請受付は、平成23年12月28日で終了しました。

〔応急仮設住宅等入居者に対する物品等の寄贈〕

（問い合わせ先：公営住宅関連 市庁舎2階 建設課 22-1326

民間賃貸住宅関連 市庁舎2階 都市整備課22-1325）

応急仮設住宅と同様に活用する公営団地や民間賃貸住宅に入居される被災者の方に対し、申請により日本赤十字社等が提供する生活家電セットなどの生活用品を宮城県を通じて寄贈します。

*申請受付は、平成23年12月28日で終了しました。

【損壊家屋の解体処分】（問い合わせ先： 市庁舎1階 生活環境課22-1314）

東日本大震災により損壊した家屋及び貸家・事業所等の建物について、所有者の申請に基づき白石市が解体処分を行うことにより、危険防止や二次災害防止とともに、被災者の早期生活再建を支援します。

*申請受付は、平成24年3月15日で終了しました。

【義援金】（問い合わせ先：市庁舎3階 復興対策室22-1561）

日本赤十字社、中央共同募金会等の「義援金受付団体」及び宮城県に寄せられた義援金を、白石市を通じて被災者に支給します。

*申請受付は、平成24年4月5日で終了しました。

東日本大震災に伴い各地に避難した皆様へ

ご自身の情報をお知らせください。

今回の震災等により、被災時の市町村から避難されている皆様の情報を任意でご提供いただき、その情報を避難前にお住まいの県や市町村へ情報提供を行う「全国避難者情報システム」が作られました。ぜひご協力をお願いいたします。

- 対象者 東日本大震災に伴い住民登録地以外に避難されている方
- 白石市の受付窓口 市庁舎1階 市民課
- 必要なもの 身分を証明するものをお持ちの方はご持参ください。
- 問い合わせ先 市民課 22-1312